

複写厳禁

様式第5号（第5条関係）  
指令第7-37号

一般廃棄物処理業許可証

住 所(所在地)

刈谷市大正町六丁目 203 番地

氏 名(名称及び代表者名)

ヒラテ産業有限会社

代表取締役 平手裕樹

武豊町廃棄物の減量及び処理に関する条例第13条第1項の規定による令和6年2月1日  
付けの一般廃棄物処理業に係る許可申請については、次の条件を付して許可します。

令和6年2月5日

武豊町長 初山 芳輝



1. 業務の種別 事業系可燃（荷下ろしに限る）
2. 許可の区域 武豊町内全域
3. 有効期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
4. 許可条件 (1) 関係法令を遵守し、廃棄物が飛散、流出しないようにすること。  
(2) 武豊町廃棄物の減量及び処理に関する条例第16条第1項及び同条第2項に該当する下記の事項が生じたときは、本許可証を添えて遅滞なく届け出ること。  
ア 営業の全て又は一部を休止又は廃止したとき  
イ 廃棄物の清掃及び処理に関する法律施行規則第2条の6第1項に規定する事項の変更  
(ア) 氏名及び名称 (イ) 法定代理人 (ウ) 役員及び政令で定める  
使用人 (エ) 事務所及び事業所の所在地 (オ) 事業の用に供する  
主要な施設並びにその設置場所 (カ) 主要な設備の構造又は規模  
(3) 許可区域外へ廃棄物の運搬を行うときは、武豊町と運搬先の市町村  
との一般廃棄物処理計画の調和協議が整った後に行うこと。